

発行NPO 法人うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋

うえるかむ通信

〒273-0046 船橋市上山町1-157-4 (カメラハウス2階) 発行責任者 赤津 保子
船橋法典駅下車徒歩8分 TEL047-710-7045 / IP 050-3496-9981 / fax047-419-2655
ブログ <http://blog.goo.ne.jp/watowawelcome/> Email ; qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp
ホームページ <http://welcome-funabashi.org/>



いつも暖かく応援して下さいの皆様へ

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨年は台風など自然災害も多く、引きこもり家族の事件は 8050 問題として、また乳幼児、児童虐待や高齢者ドライバーの事故など様々な悲惨なニュースが記憶に残る年となりました。

今年はひとえに静かで平穏な年でありますようお願いしてやみません。また、オリンピック開催で、活気と平和の有難さをかみしめられれば幸いと思っています。

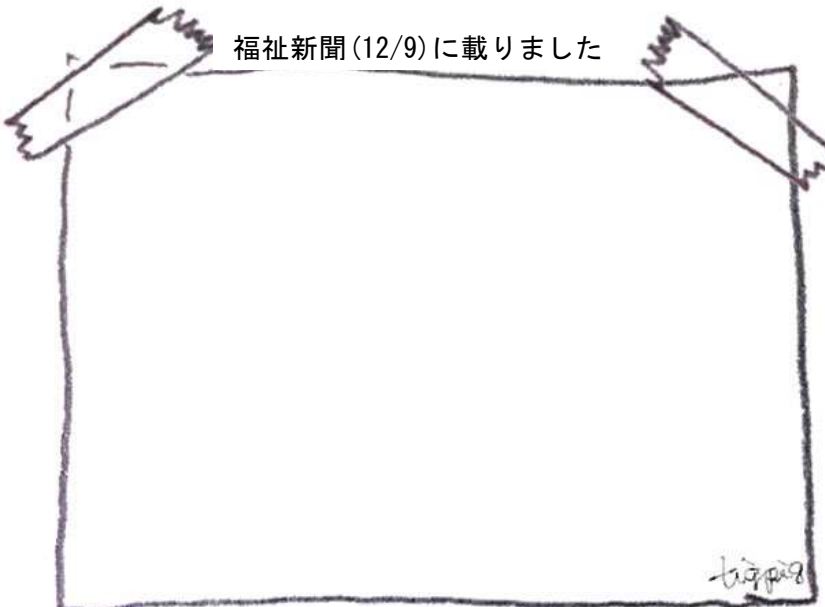
今年は、NPO 法人うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋は設立 10 年。長きにわたり、大勢の皆様のご支援を頂きました。本当にありがとうございます。一般賛助会員の方々には切れ間の無いご援助を賜りました。心から感謝申し上げます。

今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ここへきて、日に日に忙しくなって参りました。障害のある方の高齢化と親御さんのご高齢の問題も加わり不安を持たれる方がいらっしやるようです。

一人で悩まずに、ぜひお電話なり、お会いして、まずは一緒に考えましょう。 赤津

福祉新聞(12/9)に載りました



権利擁護漫画ウエルちゃん
案; 赤津保子 & 画; 武藤健史
No.52「優しいお兄さんだけど」



① お父さんがなくなり、相続人はウエルちゃんとお兄さん。ウエルちゃんの後見人はお兄さん



② テレビショッピングを見て「このベッドと大きなテレビが欲しい!」と、ウエルちゃん。



③ 「ベッドと大きなテレビはだめだな!」と、お兄さん。泣き出してしまったウエルちゃん。



④ 「小さいテレビならいいよ!」と、優しいお兄さん。後見人は辛いね。

勉強会はコープみらい財団助成事業で開催しました

Q: 専門家の後見は、どのような後見支援をしてくれるのか。

A: 一概には言えないが、法律的なことは、弁護士、司法書士。お金に関することなら行政書士、税理士など。身上保護なら社会福祉士と言われている。



岩田康孝弁護士
成年後見制度は難しいこともあります。何度も聞いて下さい。
直接のご相談は
*047-436-8390
*湊町法律事務所

「地域連携ネットワークについて」
成年後見制度が必要な方を発見、適切に支援に繋げる。親族、福祉、医療、地域の関係者と後見人がチームになって、専門職(弁護士等)の助言も得て支援。中核機関も。

[本人を中心にした図で説明]

アンケートより:
Q: 本人の財産管理(親なきあと)。どのくらい遺せれば良いのか?
*2月17日の渡部伸氏の講演をお聞きください。

Q: どんな後見人が良い?

A: 特に意思が伝わりにくい当事者には、より密度濃く寄り添い、身上保護に力を尽くす後見人が良い。

アンケートより: 最高裁判所では、利用促進の一環で、親族後見人を推奨していますが、後見監督人が必要だったり、本人の資産を信託銀行に預けることを薦められます。面倒だったり窮屈で使いにくいのではないですか?

Q: 後見人は家族でも良いか? 資格が必要?
A: 資格はなくても、ある程度の知識はあったほうが良い。年齢を問われるかも。

Q: 後見人はどうしても必要? ほかに本人を守る方法は?

A: 地域の中核機関や福祉サービス(通所施設、入所施設、移動支援、相談支援)の存在を確認。親同志の連携や船橋市手をつなぐ育成会も考える。

NEWS

読売新聞12/より
親なき後 備える「ノート」 知的障害のある子の将来
という記事が昨年末に読売新聞に掲載された。掲載にあたって、記者さんから船橋の「親心の記録」が活用されていますか?と問い合わせがあったが、残念ながら...と答えざるを得なかった。当然、船橋にも書かれた方はいらっしゃるでしょう。ただ、必要にはなっていない!それはとても幸いなことです。
東京の社会保障部の記者さんは、全国規模、他の障害の方にも取材。
...記事から抜粋...
各地の取り組みとしてこうしたノートは2008年、船橋手をつなぐ育成会が「親心の記録」という名称で作成。神戸市では、社会福祉法人神戸あゆみの会も「ぎずなノート 親から子へのラブレター」を出版するなど、各地の親の会などの取り組みが広がっている。中略 全国権利擁護支援ネットワーク代表の佐藤彰一弁護士は、遺言書より書きやすく、親の不安を軽減させる効果がある。本人の意向を尊重して生活をしていく上で貴重な資料となる」と話す。

令和2年2月17日(月)
うえるかむセミナーのご案内
講師 渡部伸氏

《親いるあいだに「親なきあと」の準備》

会場 船橋市高根台公民館 講堂

2月17日(月)10:20~12:40

- ・お金の残し方
- ・お金の管理の仕組み
- ・将来の住まいと暮らしなど

渡部伸氏のプロフィール

「親なき後」相談室主宰
行政書士 社会保険労務士
世田谷区手をつなぐ育成会会長

このセミナーはco-op財団助成事業です

多くの親ごさんがいつも感じている不安について、渡部伸氏は、「漠然とした不安を整理してみる」を薦めていらっしゃいます。親なきあと、本人の①お金で困らないための準備 ②生活の場の確保 ③日常生活で困ったときの支援。

行政の福祉サービスや社会福祉法人の支援を明確にして、それらから自分の子に合うものを探し、整理しておくなど。

2月17日はさらに具体的なお話をお聴きできます。

問合せは
047-710-7045

